

平成30年度 学校評価（自己評価）実施結果

※ 各項目に対しての評価基準 4:できている 3:ほぼできている 2:ややできていない 1:できていない

分野		評価項目	評価点	評価結果の概要と主な関係規程・資料
I	教育理念・目的	1 自立支援局の基本理念や養成施設の教育目標、目的が定められている	4	自立支援局の基本理念や養成施設の教育目標、目的を定め、ホームページ等 に示しており対応できている。 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局ホームページ ・国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領 等
		2 目標等に沿った運営方針が策定されている	4	施設の運営は、運営方針と組織目標を策定し、目標達成に向けて年間事業計画を立てて事業を進めている。また、教務に係る会議を定期的に行い、倫理法に基づく職務を遵守しながら施設運営を行い、関係学会等での発表やホームページへの掲載等により教育活動に関する情報発信を行っている。 一方、業務の効率化については、統合ネットワークシステムへ移行した結果、セキュリティが向上したものの、視覚障害支援ソフトの不対応等による活用困難がみられ、音声ユーザーを中心に作業効率が低下している状況がみられる。 ・平成30年度事業実績評価表 ・国立障害者リハビリテーションセンター職員服務規程 ・理療教育 研究・業績集 ・統合ネットワークPC使用上の問題点（音声ユーザー及び弱視教官からの意見、要望書） 等
3 運営方針に沿った事業計画が策定されている	4			
4 教務に係る会議などの意思決定システムが整備されている	4			
5 医療従事者の教育に携わる国家公務員として国家公務員倫理法に基づく職務の遵守が適正になされている	4			
6 教育活動等に関する情報発信や情報開示（情報公開法に基づく対応等）が適切になされている	4			
7 パソコンや情報共有サーバー等の利活用による業務の効率化が図られている	3			
II	施設運営	8 学科等のカリキュラムが体系的に編成されている	4	教育活動については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」等に従って、カリキュラム編成、実践的な職業教育（実技・実習等）、単位認定、進級・卒業判定の基準を明確に定めている。 また、自立支援局としての運営方針に基づいて組織目標を立て、あはきの技能やコミュニケーション能力の講座、利用者の習熟状況に応じた基礎・応用補習、就労に向けた施術所見学や進路支援講座、あはき師国家試験の合格率の向上を図るための模擬試験や、課題に応じた補習授業を実践している。 教員の資質向上については、施設毎に課内研修会や個別研修会を行うとともに、自立支援局教官研修会を実施し、資質向上に向けて取り組んでいる。 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育規程 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局教官研修会実施要綱 ・平成30年度事業実績評価表（組織目標14・15・28・39・40・41） 等
		9 実践的な職業教育（実技・実習等）が体系的に位置づけられている	4	
		10 単位認定、進級・卒業判定の基準が明確になっている	4	
		11 資格取得等に関する指導体制が整備されている	4	
		12 就業を支援するための取組（施術所見学や講座等）が行われている	4	
		13 視覚に障害がある利用者に対して授業を行うことができる要件を備えた教員を確保している	4	
		14 教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われている	4	
III	教育活動	8 学科等のカリキュラムが体系的に編成されている	4	
		9 実践的な職業教育（実技・実習等）が体系的に位置づけられている	4	
		10 単位認定、進級・卒業判定の基準が明確になっている	4	
		11 資格取得等に関する指導体制が整備されている	4	
		12 就業を支援するための取組（施術所見学や講座等）が行われている	4	
		13 視覚に障害がある利用者に対して授業を行うことができる要件を備えた教員を確保している	4	
		14 教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われている	4	

IV	学修成果	15	あはき師国家試験合格率の維持・向上が図られている	4	平成30年度の自立支援局現役受験者合格率は、専門課程、高等課程ともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師のすべてにおいて、前年度の合格率を上回っており、合格率の維持・向上が図られている。 ・平成29年度(第26回)あはき師国家試験合格状況 ・平成30年度(第27回)あはき師国家試験合格状況 等
V	利用者支援	16	進路・就職に関する支援体制が整備されている	4	就労移行支援(養成施設)は、教育機関としての側面とともに、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設という側面を併せ持って利用者支援体制を構築しており、関係部署との連携を図り、利用者の相談や進路・就職、健康管理等の利用者支援を実践している。 また、卒業生に対する後支援については、卒業研修会・卒業特別研修会をはじめとして各種研修会を開催する等、理療師としての資質向上に対応している。 ・国立障害者リハビリテーションセンター(各センター)障害福祉サービス事業運営規程 ・国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領 等
		17	利用者相談に関する体制が整備されている	4	
		18	利用者の健康管理を担う組織体制がある	4	
		19	卒業生への支援体制がある	4	
VI	教育環境	20	施設・設備は、教育上の必要性に対応できるよう整備されている	4	施設・設備については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」等に従って整備している。また、組織目標を立てて見学実習や職場見学を実施するとともに、計画的に避難訓練等を行っている。 実技・実習における事故防止等については、ガイドライン等を規定するとともに、施設賠償責任保険に加入している。 なお、重複障害のある利用者への支援の充実に向けて、平成30年度、所沢に特別指導教官が配置され、各施設においても要求しているところである。 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設指導要領 ・国立障害者リハビリテーションセンター(各センター)障害福祉サービス事業運営規程 ・平成30年度事業実績評価表(組織目標22・39・40・57) ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局理療実習安全・リスク管理ガイドライン ・自立支援局における事故等発生時の対応取扱規程 等
		21	見学実習、職場見学等の教育体制を整備している	4	
		22	実技・実習における事故防止予防対策・事故対応に関する体制等が整備されている	4	
		23	防災に対する体制が整備されている	4	
		24	利用者の安全管理のための取組等(施設賠償責任保険等への加入、重複障害のある利用者への支援など)が行われている	4	
VII	利用者の募集・受入れ	25	市町村役場、ハローワーク等、関連する機関に対する情報提供等が行われている	4	利用者の募集は、各施設において担当部署との連携を図り、様々な形式で計画的かつ積極的にサービス内容の広報に努めている。 また、利用希望者に対しては、適正な利用者選考を実施するとともに、利用相談から申込み、結果通知、受入れ等、円滑に対応している。 ・国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程 ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局利用承諾規程 等
		26	利用者募集活動を実施し、利用者選考は適正に行われている	4	

VIII	法令等の遵守	27	医療従事者の教育に携わる国家公務員として関係法令を遵守した運営がなされている	4	<p>国家公務員として、国家公務員法、国家公務員倫理規程に従い、あはき関係法令及び専修学校関係法令等を遵守している。</p> <p>また、個人情報保護の対策としては、外部と接続していないPCを使用して、成績処理や施術録管理等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立障害者リハビリテーションセンター職員服務規程 ・国立障害者リハビリテーションセンター(各センター)障害福祉サービス事業運営規程 ・国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領 等
		28	個人情報に関し、その保護のための対策がとられている	4	
IX	社会貢献・地域貢献	29	センターの教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っている	4	<p>各施設において、地域の特性に応じた講習会の開催や事業の公開などにより施設機能の提供・開放を行う等、社会・地域貢献の取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業実績評価表(組織目標51・53) 等
		30	地域や関係機関に対する事業の公開等を行っている	4	